

第4回東京都受動喫煙防止対策検討会

平成27年2月12日

【堅多局務担当課長】 それでは、時間となりましたので始めさせていただきます。本日はご多忙のところご出席を賜り、どうもありがとうございます。ただいまより第4回東京都受動喫煙防止対策検討会を開催いたします。議事に入りますまで、事務局で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本検討会は公開となっております。カメラ撮影は資料確認までとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回が初めてご参加いただきます委員をご紹介します。後ほどお話をお伺いいたしますので、ここではご紹介のみとさせていただきます。

日本オリンピック委員会副会長兼専務理事、青木委員でございます。

【青木委員】 青木でございます。よろしくお願いいたします。

【堅多局務担当課長】 なお、奥村委員、野田委員につきましては、ご都合により本日も欠席とのご連絡をいただいております。それから、青木委員につきましては、ご都合で5時ごろご退席をされると伺っております。

それでは、資料確認でございますけれども、資料に関しましては、前回同様、個別の確認は省略させていただきます。説明させていただく中で不足等ございましたらお申し出くださいませ。

カメラ、よろしゅうございますでしょうか。よろしいですか。申し訳ございません。ご協力ありがとうございます。

それでは、これ以降は、安念座長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【安念座長】 皆様、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は前回同様、関係団体からのご意見を伺うために、2つの団体の幹部の方にお越しをいただいておりますが、団体のご意見を伺う前に、前回、たばこの流通経路別の販売比率について情報を確認していただくというふうに事務方に依頼しておりましたので、その点についてのご説明から入っていきましょう。

【堅多局務担当課長】 それでは、クリップどめの資料の一番後ろにつけてございます

参考資料、「たばこの販売経路別販売比率について」でございます。これは日本たばこ産業株式会社の2013年実績ということでちょうどしております。

売り上げにつきましては、コンビニエンスストアが約3分の2でございます。それから、たばこ販売店・自動販売機が20%、駅売店、スーパーマーケットと量販店で15%ということでご報告をいただいております。

以上でございます。

【安念座長】 どうもありがとうございました。

それでは、関係団体の方々からご意見を承りたいと存じます。初めに各15分程度ご発言をいただきまして、その後10分程度、委員の皆様からのディスカッションをしたいと存じます。団体の方は事務局からご紹介申し上げますので、そうしましたら前の席にお着きをお願いいたします。

事務局、お願いします。

【堅多局務担当課長】 それでは、資料3にございます意見聴取団体一覧の順にお話を伺わせていただきます。それから、資料4に各団体からご提出いただいた資料を順番につけてございます。

それでは、まず主婦連合会環境部 田辺さん、よろしく願いいたします。

【主婦連合会】 こんにちは。主婦連合会環境部の田辺恵子と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、お手元の資料にもございますけれども、主婦連合会について簡単にご紹介申し上げたいと思います。主婦連合会は1948年、昭和23年に配送品・配給品の粗悪なマッチを取りかえ、品質改善を約束させた活動をきっかけに発足いたしました。また、中身と表示の異なる缶詰の告発など身近な問題を持ち寄り、消費者の意見を政策に反映させる運動を展開してまいりました。現在、団体会員が全国に21、そのほか個人会員も多数おります。平和、福祉、環境、食といった幅広い社会的な課題に取り組んでおります。

会員が集い、情報の共有化と学習を進める定例会を月に2回開催しておりますが、先月、1月28日（水曜日）に開催された定例会におきまして、このたびの受動喫煙防止対策を取り上げ、意見交換をいたしました。大変活発な議論が交わされ、公共の場所においてたばこの煙にさらされている現状や、飲食店の分煙とはいっても不完全な設備によって煙にさらされている実態、そして空間分煙は事実上の喫煙であること、また海外居住経験者からは海外における状況など、さまざまな意見が出されました。これらの定例会におきまし

て会員から出された意見をまとめ上げたものが、本日皆様のお手元にある資料でございます。東京都における受動喫煙防止対策についての意見、実効的かつ未来を見据えた対策の策定・実施を要望いたします。

まず、意見としまして1つに、「大前提として、『タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約』第8条およびそのガイドラインに基づいた施策の策定を求めます。」ということで、2003年には健康増進法も施行されております。短く省略しますとたばこ規制枠組条約の第8条には、「たばこの煙にさらされることからの保護」をうたっており、「締約国はたばこの煙にさらされることによる死亡及び疾病、及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する」とあります。また、「屋内の職場、公共輸送機関、屋内の公共場所及び他の公共場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を求め」とあります。

つきましては、2番と3番になりますけれども、施策を徹底し、目標を実現するために条例化が必要であること、そして、施策の実効性を担保するためのルール設定、罰則も必要であると考えております。

また、4になりますけれども、公共の場所においては禁煙、飲食店等においては消費者が選択できるように禁煙、あるいは喫煙、不完全な分煙は喫煙として明確な表示を求めます。そして、表示に偽りが無いことを検証する仕組みと、偽りがあった場合の罰則が必要であると考えております。

そして、最後になるんですけれども、子供たちに喫煙の害、受動喫煙の害、そしてたばこ規制枠組条約の学習を進めるなど、消費者教育を行うことによって未来の喫煙者を限りなくゼロに近づけることが根本的な問題の解決になると考えております。

以上でございます。

【安念座長】 どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでもどうぞご発言ください。

村先生から、どうぞ。

【村委員】 今のご意見で、施策を徹底して目標を実現するために条例化が必要だというご意見だったんですけれども、その条例の中身、今の段階でどんな内容の条例をつくる必要があるかということを伺いたいと思います。今伺った限りだと、4番目になりましょうか、飲食店等に関して喫煙、分煙、禁煙の表示をきちんとして、違反があった場合には罰則をとということで、表示規制を求めておられるように見えるんですけれども、その理解

でよろしいでしょうかという質問です。

【主婦連合会】 現在、例えば公共機関、学校、そして病院、図書館等につきまして、明確な禁煙というものがないのではないかとという中で、条例化することによってそれを徹底して行うということと、ご指摘がありましたように喫煙、分煙、禁煙なんですけれども、消費者がお店に入る前に、ここはたばこを吸ってもいい方がいらっしゃるのか、それとも例えば小さな赤ちゃん連れや何かが、ここは入らないほうがいいお店なのかという、消費者が選ぶことができるための表示をしてほしいということでございます。

【安念座長】 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、名取先生。

【名取委員】 たばこがことごとくいけないものだとすることを強調されておられまして、お話を聞いていますと、それならたばこを非合法化してはどうかという考えにたどり着くわけですが、そのような主張はなさらないんですか。ただ、現に喫煙されているお年寄りなんかがいるわけですから、すぐにとというのは無理にしても、10年後、日本は禁煙にするとか、たばこは非合法にするとか、そういう意見にたどり着くのが当然じゃないかとふと思ったのですが、そういう主張はないんですか。

【安念座長】 いかがですか。

【主婦連合会】 最後のところでも申し上げましたけれども、将来的には喫煙ゼロの社会を目指すということにおいて、職場とか、学校での教育の周知徹底が大切だと考えておりますが、今現在そういうところまでは行っておりません。

【安念座長】 行っておられないというのは、会としてのスタンスはそこまではおっしゃらないということですか。

【主婦連合会】 はい。

【安念座長】 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【細野委員】 いただいたご意見はもっともだと思うんです。特に不完全な分煙を認めずというところはとても大事な話でありまして、私自身も喫煙する人は喫煙する人、喫煙しない人はしない人、あるいは受動喫煙の被害を絶対に受けないという立場が大事でありまして、やはり不完全でも「分煙していますよ」というような看板に偽りありは非常によくはないと思うんです。また、分煙をする場合にはコストがかかるというのは確かなわけで

すから、それに対してどういう支援政策をとって完全分煙を推進したらいいかというところに、私は議論を持っていったほうがいいと思うんです。

もう一つは、先ほど話がありましたけれども、喫煙に対して、大人が自主的に判断して喫煙をするんだというときに、喫煙者側に果たして十分な情報が提供されているかどうかということについても十分な検討が必要だと思うんです。国でも審議はしているんですけども、既に受動喫煙についてもそうですし、喫煙についても、いろいろなマイナスの影響が体にはあるよということはある程度確定しているのかもしれない。ということをお考えますと、喫煙の害に関して今ここで議論していることは結構おくらせている話ではないかなと私自身は思っております。ですから、喫煙については、だんだんそれは合理的な判断から低下してくるかもしれません。今必要なことは、受動喫煙をいかにしてゼロに持っていくかという状況づくりを政策的にどうするかということをお考えです。それには1つは、ここにありますような罰則規定もあるかもしれないし、あるいは補助金を使って誘導して、一刻も早く完全なる分煙のほうに持っていく、このあたりのお話がすごく大事ではないかというような気がします。

【安念座長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【工藤委員】 今のご説明の中でちょっと確認させていただきたいところがあるのですが、受動喫煙防止の条例化については必要だというお立場ですよ。

【主婦連合会】 はい。まず、「大前提」と書きましたけれども、やはり枠組条約を批准した上は、これを実行していくことが求められていると思います。実行するための施策として条例化が必要であると考えております。

【工藤委員】 それで、この段階的实施、そして受動喫煙を完全になくすということが最終目標だと思いますけれども、工程のデザインを含めた条例ということがご主張なんですか。「視野にいれつつ」と書いてあるわけですが、この辺のところのご判断はどのようになっているんですか。

【主婦連合会】 「過渡的には」という中で、目指すのは完全分煙なんですけれども、過渡期においてはそういうことも視野に入れつつということでございます。

【工藤委員】 完全分煙というのが目標ですか。完全分煙というのはその煙の……。

【主婦連合会】 失礼いたしました。受動喫煙防止でございますので、受動喫煙を防止するための過渡期においては……。

【工藤委員】 私が伺いたいのは、最終的には飲食店であっても基本的には禁煙にすべきだということが前提になっているのか。最終目標が完全分煙というか、ガラス戸で完全に区切られればそれでいいと主張されているのか、そこを伺いたいわけです。

【主婦連合会】 私どもで意見のやりとりをしたときに、諸事情があつて実際には、個人的なことですけれども私は神奈川県横浜市に住んでおりまして、横浜市の場合には、小規模店舗につきましては努力目標となっているんです。努力目標ということは、空間分煙だと実質分煙にならないんですね。現状を考えると、分煙は完全分煙、もしくは、目指すところは受動喫煙のないような方向性を目指しながらも、過渡的にはそういう完全分煙でお願いしたいなど、徹底してほしいというところでございます。

【安念座長】 完全とおっしゃるのは、工学的な技術によって副流煙ができる限り禁煙エリアに漏れないようにすると、そういうことをおっしゃっているわけですか。

【主婦連合会】 はい、そういうこともそうです。

【安念座長】 だから、最終の目的はもちろん禁煙、しかしそれは一気にはいけないだろうから、現在の状況から始まって分煙の決定度をだんだん上げていって、例えば5年とか10年の先には禁煙というようなスケジュール感をお持ちだと、私はそういうふうに拝聴したんですけれども、そんな感じですか。

【主婦連合会】 そういうことでございます。言葉が足りず申し訳ございません。

【安念座長】 とんでもないです。ありがとうございます。

どうぞ、垣添先生。

【垣添委員】 今伺っていると、分煙というのが非常に技術的に難しいと。罰則規定を伴う条例だとすると、例えばレストランとかそういうところに一つ一つ入って行って、本当に分煙されているかとかをチェックする必要がありますよね。ですから、これは本来でしたら最終目標を一気に上げて、禁煙か喫煙かにされるほうがいいんじゃないでしょうか。つまり、分煙というのは非常に中途半端な対処であると思います。

【安念座長】 どうお考えですか。いや、格別お考えがなければいいんですけれども、分煙の投資って結局、無駄なんじゃないかなと私も何となく思うんですね。

工藤先生。

【工藤委員】 たびたび申し訳ないんですけれども、私ども第1回の検討会のお話しているのですが、仮に完全分煙にしても、レストランで働く人たちの中にアルバイト、特にファミレスなどは結構未成年の人たちがいるわけです。そういう人たちは煙が

もうもうたるところへ食事を届けなければならない、そういうことも考えた上でというのが1つ。もう一つは、禁煙、分煙、吸っていいよというのを分けることによって、かえってお客さんが流動化したりなんかしていろいろな利害が生まれてくるということを私なんかは心配をします。

従って、航空機でもタクシーでも前は吸えたわけですがけれども今は完全に禁煙ですよ。禁煙になってしまえば、まあ、そういうものかなということで社会はちゃんと受け入れるんじゃないのかなと。それによって東京都でお食事をされる方がほかの県へ行って、わざわざ吸える県まで行って食事するということはないと思うんです。だから海外でも、吸いたい場合は外へ出て皆さん吸っていますから、レストランの中はだめですがけれども外へ行けば吸える。皆さんそのようなことでやっているわけで、そういうことを含めれば、かえって禁煙にしたほうがすっきりするんじゃないのかなと思います。

【安念座長】 どうぞ、名取先生。

【名取委員】 私は、店舗間分煙にすれば全て解決するんじゃないかと考えているのですが、お話を聞いていますと、どうも枠組条約で提起されたシナリオというか努力目標に縛られ過ぎて、ご自分でお考えになったのかどうかちょっと疑問に思えてくるんです。例えば小規模な店がいっぱいありますね。それでお客さんが来て「禁煙席はないのか」と聞かれたら、「はい、お隣に行ってください」で済むことじゃないですか。そういうのは全く枠組条約では想定されていないわけですから、現実を考えれば、店舗間分煙をすれば全て解決するんじゃないですか。それはどうお考えですか。

【安念座長】 別に組織としてのお考えがなければいけないでよろしいのですが……。名取先生のお考えは、経済的には合理的な気がするんです。というのは、喫煙人口が3割を切りそうな時代になっておりますから、小規模な店舗が押しなべて喫煙を許すというのであれば、むしろ禁煙にする店のほうがより客を多く誘引できますので、そのように経済的に合理的な主体であれば行動するんじゃないかという気が私もいたします。それは結構合理的なんだと思うんです。コストがかからない。たばこを吸いたい人がやめなければいけないというコストがかからない。たばこの煙にさらされたくないという人のコストもかからない。ただ、従業員の問題が残るのですが、まあ、しかし、これは小規模店舗だけの問題ではないので、全体的に考えなければいけないということではないかと思います。といって、ご出席いただいているながら我々で勝手にしゃべっているだけなのですが、今の点について特別ご議論なさっていないのであれば、それはそれで結構ですがけれども……。

【主婦連合会】 いえ、はっきり申し上げて、メンバーの中には全面禁煙すればいいではないかと。前回の資料を拝見いたしましてメンバーの中でも話し合ったんですけども、例えばホテル業界さんが、どちらかにしてもどちらかの客を失うというふうな文章を見ましたときに、うちの中には、そうしたら全てのホテルが完全禁煙になれば、泊まる場所がないんだからほかに行きようがないじゃないかというような意見も出されました。でも、現実的に今の状況を考える中で、過渡的に、我々が選べる、消費者が選べるという基準のための表示をまずしっかりしてほしい、そうしたら選ばないよと、そういうことでございます。

【安念座長】 わかりました。それはそれで1つの過渡的な政策だろうと思います。ほかにはいかがでしょうか。

奥むめお先生ならどうおっしゃいましたかな。

では、どうもありがとうございました。今いただきましたご意見について、また後ほど議論の対象にさせていただいてももちろん結構でございます。どうもありがとうございました。

【堅多局務担当課長】 それでは、次に日本旅行業協会 興津国内・訪日旅行推進部長でございます。よろしくお願いいたします。

【日本旅行業協会】 ただいまご紹介いただきました日本旅行業協会の興津でございます。

我々の組織を話していると長くなりますので省かせていただいて、旅行業第一種、第二種の大手旅行会社約1,200社が会員でございます。そういう会員の集まりでございますので、この受動喫煙防止についての議論で、アンケートもとらせていただきながらきたわけですけども、1つご理解いただきたいのは、喫煙なのか禁煙なのかという議論は我々の業界としてはでき得ないといえますか……。それはなぜかと申し上げれば、旅行あっせん業でございますので、両面のお客様に満足をいただくための手配をする、サービスを提供することが前提でございますので、ここでは私どもはどちらのスタンスにも立たない立場でのお話をさせていただく。ただし、もちろん喫煙がいいということでもないということだけはご理解いただきながら、それぞれのところにはそれぞれのマナーをしっかり守ることが重要と考えております。そういう意味でお渡しいたしました資料に基づいて簡単にご説明をさせていただきます。

まず、旅行業界としては、受動喫煙防止対策の検討というのは大変重要だと思っていま

す。これは世界的な流れもありますし、それぞれの国におけるマナーという概念からして、年々厳しいといえますか、高いレベルを求められるようになっておりますので、そういう意味では我々も日本としてぜひ議論していくべきだろうと考えております。

そういう中でも我々旅行業というのは、旅行あっせん業でありますので、先ほど来前段でお話ししたとおり、お客様に満足いただけるようにするためには、喫煙なのか、禁煙なのかということをまず伺いして、それに合うサービスの提供、すなわち宿泊施設であったり食事箇所に対して、こういうお客様が行くのでそれに対応していただきたいということをお願いする立場でございます。

それに伴って、もちろん宿泊箇所、あるいはレストランの皆さんには十分分煙に対しての意識は持っていただくようにするし、禁煙の方からはお戻りになるとクレームとして上がる場合も多々あるわけでございます。そういう意味で我々は、アンケートによってクレームが来たところについては、ぜひ改善をしていただきたいということをお願いしているところでございます。従いまして、今回の議論では、私どもとしては禁煙、喫煙両者に優しい取り組みをぜひ検討いただきたいということです。

しかしながら、一方で、さも日本はそういう意味でのマナーが悪いように思われがちなわけですがけれども、実は先月、後ろのほうに3枚物の資料をつけてございますが、これは『週刊ホテルレストラン』並びに株式会社JTBグローバルマーケティング&トラベルというところが、約500のサンプリングのもとに、日本における喫煙環境の印象あるいは環境について、海外から日本に対してどうだというアンケートをとったものでございます。

これによりますと、1枚目を見ていただければわかりますけれども、外国人の方から見たら、日本の喫煙環境というのは印象が非常にいい。8割の人が高い評価をいただいているという結果になっております。これはアンケート結果でございますので、いいか悪いかは別です。そういう中で、一方で、喫煙箇所の充実だとか、野外喫煙の数が充実しているかどうか、喫煙所を見つけやすいかどうかというところで、6割程度のスコアでございますが、まだまだ分煙、受動喫煙に対する取り組みに対しては改善が必要かなというデータになっております。

次のページは満足度でございます。喫煙者では、全体の満足度では81%、ただし非喫煙者の不快経験計では全体で58%、飲食では46%、野外では51%、約半分が不快経験をしているとデータでも出ておりますので、分煙というのはまだまだ日本においては進

んでいないということでございますので、我々、サービスの提供という観点から、ここについては再度それぞれの業界のほうで努力する必要があるのではないかと。我々としても、国内外問わず啓蒙活動を実施して、受動喫煙防止に向けた取り組みについては今まで以上に取り組んでいかないといけないというふうな意思を持って行動しております。

3 ページですが、では、現状、我々は何をしているのかということでございます。例えば、お客様に対しては、国内旅行のお客様に対する案内というのは、もちろん事前に喫煙の有無を確認し、宿泊や食事箇所の手配を行う。喫煙者に対しては、公共的な場所、特にターミナルであったり、公共設備等と通常認識されているところについては、喫煙は原則禁止ですと、原則ということでお話しさせていただいております。それと同時に、パンフレットに必ずそういう記載をさせていただいております。特にお願いしたいのはマナーでございます。周辺に対する気配り、室内における吸っていい場所なのかどうなのかというところの判断でございます。それから、路上喫煙についても、地方によって少しばらつきがありますので、必ず現地で確認をして行動していただきたいということをお願いしているところでございます。

次のページは、海外旅行へ行かれるお客様に対してでございます。もちろん先ほどの国内と同じ内容をお話しするわけですが、違うのは、喫煙やごみの取り扱いというのは、大変重たい罰則がある国もあれば、軽微なものもあり、国によってばらつきがあります。日本と違ってそういう罰則規定がついている厳しいところがありますので、我々はそういう面では特にお客様に注意をしております。

例として申し上げます、アメリカとかハワイで言えば、こういう1枚紙でございます。これはお手元には配っておりませんが、この中に、禁煙ルームでの喫煙は高額の罰金が取られるから禁煙箇所では絶対にだめですとということを明示したり、ハワイ州は公共の場所は全面禁煙となっておりますとか、罰則がかかることについては我々はできるだけ告知をさせていただき、マナーを守っていただくことを強くお願いしております。もちろん喫煙されてもいい場所であっても、海外の場合は特に周りの人に一言お断りをして吸っていただくということをお願いしているところでございます。添乗員が同行する場合には、現地に行ってから再度現地の事情を調査し、その場でご案内、注意等をさせていただいております。

次のページが訪日旅行者、外国人の方が日本にお越しになったときには、これがなかなか厄介でして、我々、日本国内のオペレーターが直接お客様と接するのは入国してからと

ということになりますので、相手国の旅行会社に対して、このマナーについて事前に説明をいただく。ただ、その国のそういう認識の低さ、高さによって、案内の濃淡があることは事実でございます。東南アジアの一部では、そう言いつつもなかなかしっかりと伝わっていないということがあるのも事実でございます。従って、私どもは、もちろん事前に喫煙・禁煙の確認はしますが、日本に到着後、添乗員より日本の喫煙マナー、制度の説明を実施させていただいております。それから、国内行動中にマナー違反等が見受けられた場合には必ず注意して、「日本ではこれはだめですよ」とお話ししているということで、我々として、できる限りどちらにも理解いただけるようなご案内を心がけて実施しているということでございます。

そういうことから、私どもはサービスという概念から要望事項として3点だけ書かせていただいております。その1つは、日本国内においても海外でも同じなのですが、我々がきちっとした喫煙制度の説明をしようとしたときに、地域ごとにばらつきがありまして、そこへ行かないとわからない。どこを見たらそういうのが全部出ているんですかと問われても、我々も全て統一のホームページがあるわけでもございませんので、実はなかなかご案内がし切れないというところもあります。そういう意味で、我々としては両方に優しいという立場でございますので、喫煙あるいは禁煙に優しい、統一的なわかりやすい制度をぜひつくっていただきたい。それから、双方に理解を得ることが私どもとしては前提だと思っておりますので、そういう制度をいただきたい。

それから、海外のお客様にも理解いただける制度と同時に、海外についてはPRをしていかないとなかなか通じません。従いまして、これは国を交えて我々もぜひ努力をしていきたい。既に、その前例として2年前に、中国の人を対象に日本の旅館の利用の仕方というDVDを、我々が制作をお願いして作りまして配布いたしました。そこには日本の浴衣の着方、靴、お風呂の入る方、浴槽内での喫煙はだめですよとか、一定のマナーが行き届かない国もございまして、そういうところに対してわかりやすいものをつくってPRしているというのも事例としてあります。

もう一つは、喫煙可能場所の増設。海外の人から見たら多いと言われますけれども、果たして本当に多いのかと。私は霞が関に勤務しておりますが、周りの人は路上で吸えませんが、喫煙箇所を探すのに走り回っているという状況でして、そういう意味では、海外の人も含めて、場所がわかりやすいこと、もう一つは、日本語表示だけではなく海外の方にもわかるように多言語表示、これは観光庁で今、日本の標識をローマ字表示から英語の表

示に変えています。ZOUJOUJI と書いてもわかりませんので、ちゃんと TEMPLE と入れるような表示と同じです。従いまして、喫煙箇所についてもきっちりわかるような多言語の表示をしていただきたい。

もう一つは、分煙のさらなる促進ということです。先ほどのご意見でも分煙は難しいということでございますけれども、現状の制度の中でどうあるべきかということを経験すれば、分煙の促進を図るということしか出てこないわけでございます。我々としてもこの分煙を再度、業界あるいは取引先に対して強くお願いしていきたいと思っております。一方で、分煙を行うということになれば、先ほど座長も言われたとおり費用が大変かかりますので、果たして分煙がいいのかどうかという議論もございます。しかしながら現状の制度の中で分煙を実施していこうとなると設備投資、これは中小企業にとっては厳しいものがあります。従って、選択肢はいろいろあると思っておりますけれども、現状の中で分煙をしようとするときに費用がかかる以上、何らかの補助金制度の充実、なおかつその運用についても柔軟な対応ができるような補助制度の充実をして、分煙の充実を図っていただきたい。

以上でございます。

【安念座長】 ありがとうございます。

それでは、ご意見をどうぞ。今村先生。

【今村委員】 ありがとうございます。

教えていただきたいことが2点あります。1点は、訪日外国人観光客に対する調査についてですけれども、非喫煙者と喫煙者の数について、絶対数は出ていますか。

【日本旅行業協会】 ちょっとお待ちください。

【安念座長】 この括弧内がnじゃないんですか。この横棒の左側にある……。

【今村委員】 そうしますと、当然、外国人観光客においても圧倒的に非喫煙者が多いということですね。

【日本旅行業協会】 多いですね。

【今村委員】 そうしますと、飲食店等の屋内で400人近くの方のほぼ半分が不快経験があるという理解でよろしいですね。

【日本旅行業協会】 経験はあるということです。いつもということではないにしてもあるということですね。

【今村委員】 ありがとうございます。喫煙者の満足度というのは吸えることへの満足度ですから、高くて当然だと思います。

もう1点は、先ほど罰則規定が非常に厳しい国があるというお話でした。実例としてハワイの例が挙がっていたと思いますが、そういった罰則が厳しい国は観光客が少ないとか、何かそういったことはあるのでしょうか。過去のオリンピック開催地はもちろん、次回開催地であるリオデジャネイロを含めた7カ所では、全て罰則規定のある条例あるいは法律を設けていると伺っていますが、多くの外国人が来られるということで、そういった厳しい国には訪れにくいというような印象をお持ちかどうか、あるいはデータをお持ちかどうか教えていただければと思います。

【日本旅行業協会】 データは持ち合わせておりませんが、印象としては、実はそこだけに議論がとらわれがちなのですが、一方で、徹底に禁煙する場合には喫煙箇所の充実をきちっとしています。ただし、そういう人たちは吸える範囲が狭くなって不便さは感じますけれども、決して全てが吸えないという状況ではないということです。従って、きちっとしたルール、マナーを守れば快適にそこへ行けるということです。今ご指摘の禁煙だから全て吸えないということではないということです。

【今村委員】 わかりました。ありがとうございます。

【安念座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、細野先生。

【細野委員】 いただいた資料の3ページの要望事項です。そこを見ると、1)に『喫煙』に対する規制の全国統一」と書いてありますけれども、具体的に、この喫煙に対する全国統一の規制というものの中身はどういうものですか。皆さんは、市町村による規制の違いがあるので、結構、そのあたりを情報提供するのが難しいと思っていられるのでしょうか、そのあたりの具体的な内容を教えていただきたいんです。

【日本旅行業協会】 例えば駅周辺2キロというのは主要駅であったり、地方へ行くと主要というのはどこなのかというと、ほぼ1駅かそこらしかない。それ以外は果たして全部禁煙なのかどうか。実は、その制度そのものを一般消費者が、きっちりどこからどこまでがだめですよというのはあまり理解していないというのも一方であると思うんです。我々が説明したら「え、そんなのあるの？ 知らなかった」というのが大変多くて、実は有識者の皆さんがご理解されている以上に、一般消費者というのはあまり理解されていない方が多い。我々のお客様に対するご質問の中からですね。従いまして、我々が説明するとしたら、公共交通機関等は多分だめなのでお気をつけくださいとしか今のところ案内はできない。それから路上です。例えば東京都内でも千代田区とかは全面路上禁煙になって

います。しかし、外れて江東区とか行けば、全然そんな規制がない。しかし、我々はこのにいるからそれをわかりますけれども、北海道から出てきた方が「え、全部禁煙なの？」と言うのか、逆に、最初に、江東区に来たら、「大丈夫じゃん。全部吸えるじゃないですか」と思うのか、そういうところがあります。特に喫煙ができる場所、できないところというのが明快になっていないところがまず1つのルール。それから、路上で吸った場合、罰金というのが田舎ではないところが多いので、お金2,000円くださいとか取られますよね。そのことも熟知されているのかといたら、我々としてはやや理解いただいていない部分があるなど。そういう意味では、我々はそういうところはきちんと伝えていかなくてはいけない。我々は伝える意味での役割をしていかなくてはいけないと思っています。

【安念座長】 なるほどね。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【垣添委員】 ご質問です。

前段で旅行後にお客さんからクレームがあったというケースをお話しになりましたけれども、クレームの内容をちょっと教えていただけませんか。

【日本旅行業協会】 最大は、宿泊箇所で、禁煙でお願いしたのに大変たばこ臭かったと。これはホテ協の方も説明されていると思うのですが、実は、今の日本の宿泊施設等々は絶対に喫煙・禁煙ときっぱり分けているかというところとそうじゃないんです。需要と供給のバランスによって、禁煙が多いときは喫煙ルームを禁煙にするというやり方をとっています。その際、消臭スプレーを使って一生懸命消臭されるんですけども、長年使っていると、壁紙、蛍光灯、ダクトについた臭いはなかなか消えないんです。そういう意味で、お客様からそういうクレームが来るのは宿泊施設が一番多いです。それから、レストランです。おいしい物を食べているのに分煙の仕切りがしっかりになっていないので、すぐそばの席で食べた人はたばこの煙がぼんぼん来るし、そういうところで吸っていると服にたばこのおいぐしみついていきますので、吸われない方はそのにおいぐものすごく敏感にわかりますので、そういうにおいぐする、ああいうところで食べさせるのかというクレームです。

【垣添委員】 そのクレームはどちらも非常によくわかります。ありがとうございました。

【安念座長】 ほかにいかがですか。

どうぞ。

【青木委員】 喫煙が可能な場所がなかなかわかりにくいというようなことがありました。

海外の国で、この国は非常にわかりやすいというところがあれば、また、そういう国は一体どういう表示をしているのか。ひょっとしたら共通の絵文字みたいなのがあればすぐわかるんですけども、そういった表示があるのかないのかというのを教えていただきたい。

【日本旅行業協会】 喫煙者は肩身が狭いというのは世界的に統一なんでしょうかね。実は、わかりづらいのは事実です。探すとどこか隅っこにちらっと標識があるというのが実態でございまして、特に空港です。大きな空港に行ったら、一番隅っこまで行かないとない。私も一時期喫煙をしておりましたので、空港でたばこを吸いに行くだけで歩いて30分はかかるような離れたところで吸って、1本吸って帰ってくるために1時間かかる状況というのは実はあります。従って、もし世界的に喫煙箇所が充実しているところがあるかと問われたら、決してそうではないです。それがいいかということ、今の日本の事情から申し上げれば、我々は両方に優しいということであれば、海外の人、特に東南アジアの人はまだまだ喫煙者数が多いんです。特に東アジアと言われるところの人たちは、正直、マナーもポイ捨てとかいろいろありまして、我々もいろいろ注意をしておりますけれども、そういう人たちのことを考えれば、わかりやすいようにしておかないと、逆に、受動喫煙ということを考えたら、ルール、マナーを守って両方に優しいというわけにはなかなかないだろうなど。そういう意味では、日本は日本なりのそういう制度、あるいは取り組みということは一定程度考えながら進めていってもらえればと思っています。

【安念座長】 その喫煙スペースは誰のコストで設けるんですか。

【日本旅行業協会】 日本のですか。

【安念座長】 いや、どこでもいいんですけども、例えば屋外。屋外といっても、もちろん何かの建物があつての話でしょうし、それから空港でも、空港にスペースがあるわけだけでも、そういうをつくる、あるいはほかの用途に利用しないという意味で必ずコストがかかるわけですね。そういうコストは誰が負担しているんでしょうか。私はわからないで言っているだけなんですけれども。

【日本旅行業協会】 我々もあまりそういうところは問うたことはありませんが、海外で設置されている場所は、どちらかというところと公共的なところがわりと多いです。従いまして、我々としては公共的なところが負担している、あるいはたばこ産業の皆さんが自らご努力されて分煙の活動をされているのではないかと感じております。

【安念座長】 なるほどね。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

では、どうもありがとうございました。

それで、団体の方々からのご意見を一通り拝聴したわけですが、今日初めてのご登場でございますので、青木委員に何か一言お考えを……。ご出席いただいている方には、最初に、今までも3分程度でご開陳をいただくことにしておりますので、どうぞ。無理にとは申しませんが、

【青木委員】 ご承知のように、I O Cがたばこのないオリンピックの実現をということで今取り組んでおりまして、会場、選手村といったところは全て禁煙でございます。それ以上に競技会場のエリアに広げて禁煙にするかどうかというところまでまだ議論は深まっていないように思っています。

先ほど旅行者の方から、特に東アジアの方が喫煙されている方がまだ多いというようなことで、外国の方はまだ結構吸われているので、多分そういう方もオリンピックまでにたくさん来られるということがありますので、そういうことも含めて、しっかりと議論を深めていく必要があるんじゃないかと考えています。

以上でございます。

【安念座長】 どうもありがとうございました。

どうぞ。

【大井田委員】 オリンピック会場は禁煙、外に対してはまだ定まっていない、議論はこれからだと理解しました。私、意見が長くなるので、舛添知事に出した禁煙の要望書を持ってきましたので配ってください。

東京オリンピックの成功に向けて受動喫煙防止条例をつくってほしいということをして20学会が言いました。そこに書いてあるのは下から4行目、オリンピックは会場だけでなく飲食店等のサービス産業を含む屋内施設を全面禁煙とする法律・条例がある国で行われることが慣例となっています。ロンドンも北京もそのように実施しました。J O Cとしては、東京は違うのかということでしょうか。

【青木委員】 そこまでは我々もまだ……。

【大井田委員】 決まっていない。わかりました。でも、まあ一言、日本もしなければ恥ずかしいんじゃないでしょうかということをお願いしたいのです。

【青木委員】 外国のこれまでのオリンピックの例で、このようなことがやられているということで、その内容の評価は非常に高い、なかなかすばらしいということであれば、

やはり日本もそのようにする必要があろうかと。そここのところの評価といいますか、まだはっきりと伺っておりませんので、それはやはり議論していく必要があろうかと思えます。

以上でございます。それぐらいでよろしいでしょうか。

【大井田委員】 もう一つ。これは20学会あるのだけれども、医者は30万人いるのですが、一番多い内科学会は10万人いるわけです。10万人の医師が出しているわけです。これは大きいのではないかと私は思っている。公衆衛生学会は8,300人で小さな学会ですけども、日本の医学界が言っていることですので、かなりの科学性はあるのではないかと考えております。

【安念座長】 ありがとうございます。

先生、何か……。

【今村委員】 座長よりご指名ですので申し上げますけれども、日本医学会には、現在、約120の分科会がありまして、当然、日本内科学会も加盟されています。また、日本医学会はもともと日本医師会の中に置かれている組織ですので、ここに日本医師会がないからといって全然考えが違うということではありません。日本医師会として同じ考えだというご理解をさせていただいて結構です。

【安念座長】 それはそうですね。だって、マルチメンバーシップなわけだから、1人の先生がいろいろなところに加わっておられますよね。

【今村委員】 そうです。組織的にそうになっています。

【安念座長】 組織的にもそうですね。

どうもありがとうございました。

せっかくこういう会合を設定していただいたので、取りまとめをしないと格好がつかない、と言うと何ですけれども、何らかの方向性は出さないと、せっかく我々が集まり、かつまた業界団体の方々等にも貴重な時間を割いてプレゼンをしていただいたのがふいになりますので、一応たたき台をつくってまいりました。これは別に誰かの意図を体して、例えば事務局がこうしてくれと言ったからそうしたとか、舛添知事がどうしたとか、そういうこととは全然関係ありませんで、何かないと空をつかむようなことをしてもしようがありませんので、とりあえずたたき台のそのまたたたき台のようなものでつくったという、それだけのことでございます。

従って、取りまとめをするに当たって別にこれにこだわっていただく必要は全然ございません。全然違うものになっても私としてはどちらでもいい。要するに、私は司会者で別

に権力者ではございませんから、こうしてください、こうしろと言える立場では全くございませんので、単純に議論の足がかりにさせていただければ幸いであるということでございます。

そこで、私はただの法律屋でございますので、法律にかかわることについては多少は専門的知見はあるのかもしれませんが、ほかのことについては何も知りませんので、間違いもあろうと思っておりますので、どうぞ大いにご批判をいただきたいと思っております。

まず、1から申します。当検討会で議論している受動喫煙防止対策は、公衆衛生に関わる政策であり、この種の政策分野の通例として、疫学・公衆衛生学の現在の水準に立って議論するほかないと思っております。

受動喫煙が有害であることは、疫学的には一応確立された知見といえると思っております。従って、必要かつ合理的な範囲で、政府が受動喫煙について何らかの規制を行うことは正当化されると考えております。もっとも、疫学そのものについての疑問があることはある意味で当然のことと思っておりますが、さはさりながら、コホートで分析しているという点では、例えば抗がん剤の効き目なんかでも、それは原理的には同じことをやっているわけです。もちろん二重盲検法が使えるかどうかをはじめ、精度の問題はありますけれども、科学として確立された方法をとっている以上は、その知見を前提にするのが、公衆衛生の政策としては私は当然のことと考えております。

ただ、かつてはそれこそ脚気に病原体があると真面目に主張審議していた、例えば森鷗外のような人もいます。私は、森鷗外という人は医者として救った患者の数よりも死なせた患者の数のほうがはるかに多い人だと思っておりますけれども、さらにはスモンはウイルスだ、さらにはハンセン病は遺伝病であり、かつ感染症であると、わけのわからないことを科学の名で言ったという実体験があるわけですから、おそらくここは、やや優等生的な言い方ではありますが、健全な懐疑を抱きつつ現在の知見で政策をつくるというのが、行政の立場としては一応基本になるのではないかと思います。

ただし、ここから先はローヤーの議論でございまして、結論から申せば、私は条例化は困難ではないかと今は考えております。と申しますのは、受動喫煙の害は普遍的なものでして、地域的な特性を持つとは考えにくいので、本来その規制は中央政府が行うべき性質のものだと思われるからです。地方的、地域的な特性としては、例えばオリンピックの開催があるからというのは一応理屈になるような気もいたしますが、健康対策をオリンピックがあるからやる、オリンピックがなければやらないと、これは妙な話でございまして、

オリンピックがあるないに関わらず、やるべきものはやらなければいけないので、東京都に固有の事情から条例を制定するということはちょっと考えられないのではないかと思います。

十分な対策を立てられていない間は——もちろん中央政府がという意味ですが——地方自治体が暫定的・過渡的に規制を行うことも正当化される可能性があります。条例制定権の限界、次のページにその条文が載っておりますが、これからすると、私はだめとは申しませんが、条例を制定できるかどうかは控え目に言っても微妙な問題であると考えております。

まず、第1に条例の上位の法令、つまり条約とか国の法律に条例の制定を授権するような特別の根拠が格別見出しがたい。枠組条約はいろいろな方が言及されておりますが、あれは私どもの業界で言うところの非自動執行的条約、non-self-executing treaty と申しまして、当事国、条約の締約国の政府を義務づけるものではありませんが、締約国の国民の権利・義務を直接に変動するものではございませんので、それだけで地方自治体が条例を制定する根拠とはなり得ないと考えます。また、国内法であるところの健康増進法その他の法律がございますが、これも確かに地方公共団体はこういうふうに努めなさいよということを決めたような規定は多々ございますが、いずれも一種の努力目標というようなものでございまして、住民の権利義務を規制する、規定するという根拠ではないように思います。

もっとも、個別の根拠規定がなくても、条例によって法律に違反しない限りは規定を設けることはできるのです。しかし、国の法律は受動喫煙の防止について何らかの強制力を持った規定というのを格別つくっておりません。強制力というのは、例えば喫煙者に対して他人の前では吸うなとか、事業者に対して客に吸わせるなといったような強制をする趣旨の規定が、私の知る限りはない。つまり、その点については規定がないわけです。国の法律に規定がない場合、地方公共団体の条例で何かを決めることができるのか、あるいはできないのかについては、実は全く相反する2つの結論があり得まして、国が地方公共団体にその種の規制をしてはならないという意思表示をしているのだという考え方と、もう一方、単に放任しているだけだという考え方の2通りがございます。この問題については、今、私が申しましたように、地方的に特殊性のある問題ではございませんので、国の法律が特別強制力を持った措置をとっていない中で、地方公共団体が条例をつくるということが許されるかどうかは、私は不可能とは申しませんが非常に微妙な問題であって、率直に

申しまして、私の技量をもっては今すぐそれを肯定するというか、正当化する理屈づけができません。村先生ならおできになるかもしれませんが、私の能力ではできませんので、もうちょっと有能なローヤーに頼んでいただくという方法はあるかもしれませんが、おそらく、なかなか難しかろうというのが私の考え方でございます。

もっとも、今申しました条例の制定ができるかどうかの問題は、強制力を持った条例、つまり我々の業界用語になってしまって恐縮ですが、住民あるいは国民の権利を制限し、もしくは新たに義務を課するという内容を持った条例という意味でございます。単に条例の中で努力目標とか、何か工程表とか、そういった強制力はない目標をつくるというのであれば、これはもちろん可能だと思います。ただし、それは強制力がない以上、法的には条例であってもなくても同じことでございます。もちろん条例という形式を踏むことのシンボリックな意味は否定いたしませんけれども、要するに法的には強制力はないという点で違わない。つまり条例であろうとなかろうと違わないと考えるものでございます。

言いかえますと、行政が一つの指針としてつくるガイドラインの類いと罰則と申しましようか、強制的な規定のない条例とは、結局、法的には同じことであると私は思います。

ここまでは条例の話です。ここから先は具体的にどうするかの話でございます。

そこで4番ですが、受動喫煙と疾病との相関については suggestive とするコホート研究が多く、今後の研究の進展によって新たな知見が得られる可能性もあります。しかし、これはどちらの方向に得られるかはもちろん私はわかりません。明らかに害があるというふうになる可能性も十分あると思いますが、そうでもないんだというのものもあるかもしれません。要するに、これはさっき申しました健全な懐疑というものの言いかえでございます。

次、第5番目、政府が個人のライフスタイルに介入することは原則として許されないと考えるべきだと私は考えておりますので、当人に有害な習慣であっても喫煙の自由は尊重されるべきです。従って、関係者、その場所にいる全ての人が喫煙し、あるいは副流煙にさらされることに同意しているのであれば、そこでの喫煙は許されるべきだと思っております。私は喫煙がいいと言っているんじゃないですよ。捨て鉢な言い方をしますと、早死にすることがわかっている人の早死にする自由を国家は規制すべきでないと言っているだけの話でございます。

第6、ここから先はかなり重要な問題ですが、ただし禁煙・分煙によって経営に影響を受ける事業者、特に中小・零細事業者の営業上の利益に配慮しなければならないと思われ

7、しかし、不特定多数が出入りする屋内において、そうした場所に来ない自由があるからといって、非喫煙者が受動喫煙を受忍すべきである、という議論は正当化できないと思います。これは一般論ですが、私は今回、いろいろな方々からのお話を伺いまして、非常に重大な問題として従業員の受動喫煙があることがよくわかりました。これは確かに自由意思で働いているのである、従って、自分の自由意思で危険へ接近しているのだと言えなくはありませんが、しかし、こういう就職の難しい時代において、自由意思で受動喫煙をしているのだという言い方は、私は極めて非人間的であると思います。多くの人、特に若い人の中にはほかに職場がないということも十分あるわけでありまして、従業員を受動喫煙の害から守るといのは極めて重大な課題であると私は認識をいたしました。これは、消費者が選べるなら選べるという状況とは相当に違って、キャプティブな状態、つまりとらわれている状態とほぼほぼ同一ではないかと思います。

というふうに一応立派なことを言ったが結局どうするんだいというお叱りがあるかと思いますが、私は、まず第1に、取りまとめの方向に当たりましては、各委員の皆様から頂戴したご意見はもちろんです、各団体から頂戴した意見も要約した形でまずは書くというのは当然と考えております。この点は、結論は導けなかったわけですが、それはそれでよろしいと思います。どういう立場の方がどういう意見をおっしゃるかには事前に大体の予想はつくのですが、しかし、やはり聞いてみないとわからないなというところもあるし、切迫感といったようなものは直接お話を聞かないとわからないところがありまして、伺うのは大変有意義であったと思います。

従って、これをまず書かないという手はない。ただし、何度も申しますが、そこから何らかの結論が導かれたというわけではありません。これはこれで私は仕方がないと思いません。それはいろいろなお立場、いろいろなご意見があるのですからどうしようもないことで、どうにもある意味でしようがないこととございます。

そこから先ですが、私は今まで国、その他いろいろな審議会の座長をやってまいりましたが、常に足して2で割る。足して2で割り続けて20年ぐらいたってまいりました。しかし、今回は足して2では割れない、割りようがないという、かなりファンダメンタリストな対立でございまして、どうにも調停のしようがない。先ほど申しました条例化が難しいというのは、足して2で割った結論ではございません。要するに、私がローヤーとして条例を制定するということを正当化できる自信がないという、ただ私の技量の不足を告白しているだけでございます。そこで次のようにしてはどうか。次のようにしてはどうかと

ということの意味は、次のように考えるとすれば原理的には調停不可能な2つの立場というものの、それぞれのいいところをそれなりに取り入れることができるのではないかと思います。

そこで、対応方針の①は先ほど申したところですが、②のところでは、条例化をみすえて、現行のガイドラインを強化するというところでございます。これはいろいろな強化の仕方がありますし、何もガイドラインである必要はありません。ガイドラインである必要がないというのは、今の東京都のガイドラインは住民、あるいは事業者にこうしてくださいということをお願いしている、いわば住民の行為規範を書いたものですが、そうではなくて別のガイドライン、名称は何でもいいです。東京都自身の施策をまとめたような何か文書をつくるという手もあるし、それはどっちでもよろしいです。とにかくこういうことを書いてはどうかということです。つまり、まずは、分煙ではなく禁煙が第一選択であるということを非常に明瞭にすることが必要なのではないかと考えております。

そこから先は強制力を持たせることができませんので、結局は東京都が支援する、あるいは助成するという政策をとるしかありません。そこで、工程表及び実効性のある方策を提示するというところでございますが、これは禁煙が第一選択ではあるが、やむを得ない場合には分煙というオプションもあり、その場合、分煙のオプションを採用する事業者に対しては都が支援することがあり得るという方向がよろしいのではなかろうか。また、思い切って禁煙にさせていただくのが一番いいわけですが、そのような事業者さんについては、これは私の一案にすぎませんけれども、例えば当面の運転資金について支援するといったような方途もあり得るのではないかと考えております。

それから、私自身は何よりも深刻だと思っている従業者の保護でございますが、これについては強制力を持たせた法令の制定がなかなか難しい以上は、支援・助成の方法しかございませんけれども、これもどのように支援・助成をすればいいのか、役人の頭ですぐにわかるというものではございません。私の聞いたところでは、飲食店や遊戯場、興行場のようなところを中心といたしまして、やはり従業員を守らなければいけないという意識が強まっている。もっと言えば、副流煙にずっと曝露されていると、働く人は来てくれないうです。ですから、その点について真剣に対策を考えておられる事業者さんが少なからずおられると聞いております。ですから、そのような事業者さんからまずは話を聞いて、有効な手だてを教えてください。それを横展開と申しますか、広めていくというような方法をとってはどうかという気がいたします。

最後のところは、これは先送りしたようなものですが、2018年までに見直しをする。2018年にするのではなくて2018年までに見直しをしてはどうか。その際、一つの選択肢として、国に統一的な法規制を働きかけるということが大切だと思っております。というのは、先ほど申しましたように、これは本来は国が規制すべきなんです。地方的な要因はほとんどありませんので、国がちゃんとやるべき性質のものだと思います。その際、国においても労働安全衛生法によって、いろいろな有害物質から労働者を保護するものがあるのに、たばこの受動喫煙についてはこれがない。ないというか、強制力を持って存在していないはずなんです。これはやはりおかしいと思うんです。吸いたい人はいいんです。どうぞ煙の中で生きてくださいとか、死んでくださいとか、いいんだけど、望んでいない従業者は非常にかわいそうだと思う。この点、東京都としては、今私が申しましたいろいろな情報収集、そのベストプラクティスの支援といったような経験を踏まえて、こうやったらどうですかということを国に提案なさったらどうでしょう。国もさすがに東京都が実体験を持って言ったことを無下にはできないと思います。東京都もそれほど安っぽくは思われていないはずなんです。

ということを今の私は考えておりますが、20年培ってきた足して2で割る芸もついにここで種切れとなったなという気が私はつくづくいたしまして、まあ、何というのかな……。しかし、それでも、ここの建物1階にタリーズコーヒーがありますでしょう。あそこはかなりきっちりした分煙をやっている、かなりの喫煙スペースがあるんです。そこで、レジのお姉さんに「あそこに行くの嫌じゃない？」って聞いたら、「嫌です。すぐにさっと出てくるんです」とおっしゃっていました。ただ、これはコーヒーショップだからできることですよね。これが居酒屋とか、本格的に飲食するお店だと結構長い時間滞留していなければいけなくて、酔っぱらった客に絡まれたりすると大変なことになっちゃうというので、従業員の保護というのは真剣に考えなければいけない問題だなと思いました。

私は、何も東京都ならではの特色を出さなければいけない、特色を出すことに力点を置く必要は全然ないと思うんです。こういうのは本当にベタな、地道なことをやるのがいいのであって、そういう奇をてらう必要は全然ないと思うのですが、従業者の保護ということが一つの重要なテーマであるということは、今回、我々の知見として明らかに打ち出してもよろしいのではないかと。おそらく、最も同意しない危険に曝露されているのは彼らではないかという気がいたしました。

ちょっと手前勝手なことばかり並べて時間を拝借いたしました、私としては以上のよ

うに考えております。

どうもありがとうございました。そんなんじゃ全然だめだというのでも全然構わないです。

今村先生、大井田先生の順に。

【今村委員】 お話を伺って、座長が20年間培ってこられたということがよくわかりました。賛成、反対という話ではなくて、まず大きな方向性としての座長の提案は理解いたしました。まさしくおっしゃるとおり、国際的な条約を結んでいる以上、国がたばこ事業法みたいなものをいつまでも持ち続けることの問題点を、私は非常に感じていて、国にしっかりやっていただかなければいけないという思いです。そのためには、先生がおっしゃったように首都たる東京都が独自に何かを発信できるかどうかというのは非常に大事だと考えているところです。

先生の個々いろいろ法律の専門家としてのご発言を聞いて、なるほどと思うことも多数ありましたが、唯一、5番目のところで、個人のライフスタイルに介入することは許されないと書かれていて、私も当然のことだと思います。当人の喫煙の自由が尊重されるべきということなのでしょうけれども、これを書くかどうかということについて、ご検討いただきたいと思います。といいますのも、概ね、ここにいらっしゃる医師は、喫煙や受動喫煙は健康へ害を及ぼすものとして、できれば喫煙をゼロにしたいという思いで活動しているわけです。

ただし、医師は吸っていないのかと言われると、大井田先生が日本医師会員の喫煙率を経年的に調べられて、今では激減していますけれども、それでも一部吸っておられる方がいますので、医師が国民に向かって「吸うべきではない」と偉そうに言える立場ではありませんけれども、でも、将来的にはできるだけ喫煙をやめたいという思いでいます。

一方で、日本は社会保障として医療を提供しており、保険料や税金、あるいは一部負担で医療が成り立っています。その中で、喫煙によって明らかに医療費を増やしているということがありますので、個人の自由だけで本当にものが言えるのだろうかという思いも持っています。従って、ここに項目を挙げられたら、ひょっとしたらそのようなことを指摘されてしまうのではないかと思いますので、あえて、このことについては書かないようにしていただきたいという思いで申し上げます。

私も、この取りまとめを見たときに、最終的に足して2で割ることはできなくて、両論併記のような形も出てくるのではないかと考えておりましたので、その辺についても座長

としてご検討いただければと思っています。

以上です。

【安念座長】 ありがとうございます。過分のお言葉をちょうだいしました。

【大井田委員】 5番目、まさに同じことを言うことになるのですが、たばこの害によって医療費が4兆円かかっているじゃないか。これを国民が負担しているわけですから、やはり自由というわけにはいかないのではないかと思います。

【安念座長】 その点なんですが、素人だから好き勝手なことを言ってしまいますけれども、たばこを吸っている人は早く死んでくれるからありがたいという論法ってないんですか。年金の負担とか……。

【大井田委員】 それは経済評論家の森永さんがいつも言っておられます。早く死ぬから年金が助かるからいいじゃないかと。しかし、それを考えても、やはり医療費はかかります。

【安念座長】 わかりました。

【大井田委員】 もう一つ、3つ目。罰則のことです。一番根幹かもしれません。私は罰則をつけるべきだと思います。理由は、私は、先ほどの座長のお話は法学として本当にすばらしい講義だと思いました。

【安念座長】 とんでもない。

【大井田委員】 感心いたしました。だけれども、国が罰則規定をしていないのに条例で罰則をつけるのはいかがかということですが、それだったら、兵庫県や神奈川県知事を総務省の大臣が呼びつけて言うはずじゃないですか？憲法はそうなっているかなと思っています。そうでないならば、やはり私は、人並みという考え方かもしれませんが、兵庫県ができてなぜ東京都ができないか。東京都はオリンピックがあつて世界から人が来るじゃないか、アスリートの健康を守ってあげましょうよという、私は特殊事情じゃないかと思っています。この委員会も多分、オリンピックがあるから開催されるのではないかと思っています。

【安念座長】 実際はね。もちろん本音はそうです。

【大井田委員】 ですから、原点に返って、条例には罰則をつけてもよろしいかと思えます。

以上です。

【安念座長】 ありがとうございます。

どうぞ、工藤先生。

【工藤委員】 3番目のところです。座長がまとめられたのは全体に非常に明快で、私もかなり納得するところもあるのですが、ただ、この条例の部分で私が一つよく理解できないのは、罰則つき条例がいけないのか、そうじゃない条例であればいいのか。罰則つきでない条例はガイドラインと同じで全く意味がないということでは必ずしもなくて、前に三宅島が噴火したときに、三宅村は4,500人ぐらいの住民がいましたが東京都に全部避難しました。それは順次戻って行ったわけですが、そのときに二酸化硫黄、いわゆる亜硫酸ガスですね、その濃度基準に応じて三宅村の条例で居住禁止区域、準禁止区域、居住可能区域と分けていったわけです。これについてはたしか罰則規定はなかったと思います。三宅村の条例でやりました。実際には、私は死んでもいいという方がおられて、そこに無理に住むということも、なくはなかったと思いますが、極めて例外的で、皆さん、それでもって受け入れてやられたわけです。

ですから、私は罰則あるなしということはぎりぎり詰めていただいたほうがいいと思うんですけども、仮に、罰則がないからといって条例をつくらないということでは必ずしもないのではないかと考えております。

【安念座長】 それは私もそのとおりだと思うんです。まず第1に、条例をつくるということは姿勢が本腰だということを示すメッセージ性が非常に大きい。この効果は必ずあります。もう一つは、先ほど申しましたように、我々の業界には法規という観念がございまして、ドイツ語の Rechtssatz というのを訳したのですが、これは国民の既得の権利を制限し新たに義務を課する法規範という意味なのですが、それでは、例えばたばこを吸うなと決めたらそれだけでも法規であるのか。そうではなくて、それに何かの強制力を持たせて、結局、何かのペナルティーがあって初めて法規であるのか。これについては、実はなかなか見解の一致がそうあるわけではございません。必ずしも罰則でない強制力の担保のさせ方というのがある。例えば公表。何か違反を起こした業者を公表するというのも一つのペナルティーですので、このようなペナルティーが裏側にあれば、それはまさに法規である。権利を制限し義務を課する法規範であると言えます。しかし、制裁がなければ、それはおよそ法規とは言えないのかとなれば、おそらく、そうだと言い切る学者はそういるわけではございませんので、工藤先生のおっしゃったことは、法学的にも実は大変根拠のあることだと思います。ですから、罰則があるかないかで何か問題をすぱっと二分するというような性質のものでは確かにないと私も考えております。

どうぞ、垣添先生。

【垣添委員】 この検討会では、委員の間でも、あるいはヒアリングをさせていただいた団体の間でも意見の一致を見ていないというのは皆さんよくご承知だと思います。しかし、最終的な結論として、私は両論併記というのは避けていただきたいと思っています。東京都は、今、舛添知事という厚労大臣を経験した方が知事を務められていて、2020年にオリンピックを迎えるわけですから、これはチャンスだと思うわけです。私は本来、罰則を伴う条例化が必要だと思っているのですが、それが難しいとしたら、それでも条例をつくるということがすごくイメージを喚起する力がありますから、それをすべきだと思うのです。

これまでいろいろヒアリングをさせていただいた中で、いつかも私は申し上げましたけれども、飛行機でも新幹線も含めて列車でも、タクシーでも、当然、当初はさまざまな議論がありましたが、それを実行すれば、世の中はちゃんと動いているわけです。ですから、飲食店も禁煙か喫煙ということで分けてしまって、分煙という中途半端な形は避けるべきではないかと思っています。

【安念座長】 私もその点は全く賛成です。無駄な投資だと思います。

【垣添委員】 それで、この会の大部分の意見としてはそういう形で進む、だけど、たばこの害がまだ学問として確立されていないという意見を述べる委員もおられたということで……。

【安念座長】 それは、もちろん……。

【垣添委員】 記録にとどめていただくという形で、両論併記というのはぜひ避けていただきたいと思っています。

【安念座長】 はい。それは、当然そういたします。

どうぞ、村先生。

【村委員】 座長の案が大変見事で……。

【安念座長】 とんでもない。

【村委員】 やはり一番基本的な問題は、政府が条約を批准したのに何もしないで今まで来たというのが私は最も大きな問題だろうと思っています。

【安念座長】 そうですね。全くそのとおり。

【村委員】 オリンピックがきっかけだったかもわからないけれども、東京都でこのような検討会を開いたということ自体は非常に意味があると思っていますので、この検討会

を無駄にしない、検討会で議論して、その導き出したものを東京都に有効に使っていただくためにはどうすればいいのかということが非常に重要ななと思っています。

ただ、都で条例をつくるべきか、つくれるかという議論について言うと、基本的には座長のおっしゃるとおりで、東京都に独自のどうしてもつくらなければならないような特殊事情があれば、法律がなくても、あるいは上乘せでも横出しでもそれはできると思います。何かそういう事情があればいいなということで、いろいろヒアリングで貴重な意見をいただいたのですが、おっしゃっていることは全て国ですべきことなんですよ。東京都のみで必要な意見というのは1つもありませんでした。だから、こういう状況の中で、東京でオリンピックが行われるという理由だけでもって条例をつくるのが正当化できるのかというと、それは極めて危ういものがあると思います。

ほかで条例をつくった自治体もあるじゃないかということですが、結局、無理をして怖いのは、権利を制限したり、義務を加重したり、あるいは不利益処分をセットした場合に、それによって大きな被害を受けると思った業者が訴訟を起こしてくる可能性があります。例えばラブホテルの距離制限とか、そういうのを国の基準よりも厳しい基準を条例で設けたお風呂のルールとかで訴訟が起きて、自治体が負けたというような先例がありますので、ほかの自治体でそういうことが起こっていないからいいのだというのは、赤信号で渡り続けてはねられた人がないから私も大丈夫と、こういう理屈になってしまって、そうではない。都がやると影響が大きいですから、ほかの自治体がやっても——言い方は悪いですが、影響力があまり大きくないところでやられても、費用対効果ですから、別にそう痛みを感じなければ訴訟は起こりませんよね。ですから、ほかでもつくっているし、東京都は力があるからということあまり理由にはならないので、私としても今までの審議の中で都条例は難しいだろうなという印象を持ちました。

それと、私は消費者問題が専門なので、こういう喫煙問題のようなものは違うのかもしれないですが、理念的な条例って、あつて悪いとは言いませんけれども、あまり意味がないんです。やはり違反をしたところに何らかの不利益処分をかけると。不利益処分を受けた業者がそれなりの痛みを感じるようなものでないと、要するに、その不利益処分をコスト計算して割が合ってしまうと意味がないんです。そういうことを考えると、ちゃんと痛みを感じるぐらいの不利益処分を課して、しかもそれを都がきっちり担っているのか。要するに、張り子の虎のようなものはつくっても意味はないので、そういうことも踏まえて考えると、条例化は極めて難しいというのが現状ではないかと私も認識しました。

ただ、だったら何もしなければいいかということそんなことはありませんので、基本的に将来的には全面禁煙に向けて都として何ができるのかという取り組みはすべきだろうと思います。ですから、そういう意味で言うと、例えば東京都の行動計画みたいなものをつくってプランを策定するとかいうような実質的なことはやったほうがいいだろうと思っています。

私は消費者問題が専門なので、従業員のことはこの検討会の議論の中でとても勉強になりました。従業員は最も弱い立場ですので、これは真剣に考えて、国にもきちんと求めていかなければいけないものがあるなと思いました。

それから、消費者の問題について言うと、選べるということがとても大事ですので、禁煙のお店なのか、喫煙できるお店なのか、分煙は徹底するのがなかなか難しいというご意見もありましたが、暫定的にやむを得ないものであれば、分煙のお店なのかということをお店に入る前に明確に選べる。特に、オリンピックだと外国の方も来られますので、外国の方がお店を選べるということを踏まえて、わかりやすい表示とはどうあるべきなのかということについてきちんと考えていただく必要があるだろうと思いました。

もう一つは、私は消費者問題を扱っている法律家にすぎないものですから、たばこは肺がんとかいうことで健康によくないという程度の知識はありましたし、この検討会が始まる直前に、身近な人間が2人、肺のぐあいが悪くなって、「息が苦しい」とか言って病院に行ったら、「たばこのせいだからやめなさい」と言われてやめたという人がいて、ああ、そうなんだというぐらいの知識だったのですが、いろいろデータなんかを見てご説明いただいて、それだけではない、例えば自殺にも影響があるとか、歯の問題だとか、全身的に大きな悪影響があるということを知りました。多分、多くの人は知らないと思うんです。ですから、専門家の中ではほぼ常識的な知見となりつつあったとしても、一般の人との知識の乖離があまりにも大きい分野ではないのかと思いますので、これは東京都だけでできることではなくて、いろいろなところと連携してやって、国にも求めないといけないことだと思うのですが、ぜひ、そういうことも書いていただきたい。

たまたま私、新聞にもものすごいのが……、夕刊の全てのページの下を使ってCOPD、肺の生活習慣病って、これ、ものすごいお金をかけてやっておられると思うんですけども、工藤先生のお写真も出ているんですけども……。

【安念座長】 それはいつの、どこの新聞ですか。

【村委員】 これは朝日新聞の夕刊で、1週間ぐらい前です。

【安念座長】　　すごいですね。

【村委員】　　こういうのって本当に意味がある。ただ、1回だけでは意味がないですよ。いろいろなところで繰り返しいろいろやるということがとても大事なので、いろいろなところが連携して、工夫をして、やり続けないと多分いけないことだと思うんですけども、そのようなこともできれば取りまとめに反映していただきたいと希望します。

【安念座長】　　ありがとうございました。

どうぞ、今村先生。

【今村委員】　　2点あります。

1点は、この検討会として、東京都が何をするかという検討会ですけれども、先生がここに書かれているような中央政府が行うことが望ましい、あるいは先生からも私も申し上げましたけれども、本来は国として取り組むべきことであるということを、この検討会として何らかのメッセージとして出していただきたいと思います。

【安念座長】　　全くそう思いますね。

【今村委員】　　もう1点は、垣添先生からの両論併記の話についてですが、私はそういった意味で申し上げたのではなかったのですが、垣添先生とそこは全く同じ思いですので、私がそういったことを申し上げたのは訂正しておいていただければと思います。

以上2点です。

【安念座長】　　ありがとうございます。

どうぞ、大井田先生。

【大井田委員】　　私は法律のことはよくわからないのですが、先ほど訴訟が起きるんじゃないかと言われましたが、たばこを吸ってない肺がんになった人が、東京都が条例をつくらないのはけしからんと訴訟を起こす可能性だってあるわけですよ。

【安念座長】　　やや似たような訴訟はありました。

【大井田委員】　　企業に対しては起こすこともありますけれども。

【安念座長】　　企業に対してはありました。

【大井田委員】　　だけど、都に対しては起こしても構わないわけですよ。

【安念座長】　　もちろんそうです。

【大井田委員】　　ですから、訴訟がどうこうはないのではないかと思います。都として都民の健康を守るかどうかということのスタンスで、国がどうこうではなくて地方の時代

ですから、都民の健康問題なので、地方として罰則規定をつくっていただきたいと思っています。

きっかけは、特殊事情があると思います。やはり東京オリンピックだと思います。世界のアスリートが来るわけですから、観光客が来るわけですから、これはエモーショナルになって申し訳ありませんがアメリカやイギリスのように禁煙、たばこ対策が進んでいる国の人たちが来て、その人たちの目から見て、「何だ、日本はおくれているじゃないか」と思うのではないのでしょうか。そうすると、日本としてはみっともないと思います。これはエモーショナルな話ですが。

【安念座長】 いやいや。それはやはりあるでしょうね。

【大井田委員】 アングロサクソン系はたばこ対策を一生懸命やっていますから、その人たちが来なければいいですが、来るわけですから、やはり条例をつくっていただきたいし、罰則規定もつくっていただきたいなと思います。私は、特殊事情はあると思います。

【安念座長】 わかりました。

どうぞ、工藤先生。

【工藤委員】 2つ申し上げたいのですが、1つは、オリンピックは大変大きなイベントですけれども、これは国で選択するのではなくて都市で選択されているんですよね。

【安念座長】 オリンピックはね。そうです。

【工藤委員】 だから、そのこのところこの問題、オリンピックを契機に何らかのアクションをちゃんと起こさなければだめだろうという、国は国としてあったとしても、やはり東京都の独自の施策は、立派に存在しているのではないのかというのが1つです。

もう一つ、これは法律論で教えていただきたいんですけども、例えば分煙、あるいは喫煙してもいいというレストランができたときに、そこで未成年の従業員を雇用してはならないなんていうことは法律論として可能なんですか。

【安念座長】 私は可能だと思います。

【工藤委員】 それは、要するに条例のレベルで可能なんですか。

【安念座長】 いや、条例……、現行法では、私は無理だと思います。

【工藤委員】 これはやはり法律ですね。法の……。

【安念座長】 村先生、いかがですか。私はちょっと厳しいなと思います。

【工藤委員】 国のレベルですよ。わかりました。

【村委員】 条例だと難しいでしょうね。やはり国ではないかと思います。

【安念座長】 いや、あれですよ。国の法律が条例で詳しいことは決めなさいという授權というんですか、そういう規定をつくってくればもちろんいいのですが、ちょっとそうでないとなかなか……。

【村委員】 それはそうです。ベースに法律があれば……。ベースに法律をつくって、各自治体の状況に応じて細かいルールをつくりなさいということであれば構わないのですが、国が何も規制していない状態でそこまでの条例をとというのは、よっぽどその自治体に特殊事情、ほかの地域には全然ないような極めて特異的な事情があれば可能かと思えますけれども、なかなか難しいものがあるという気がします。

【安念座長】 変ですよ。愚痴になってしまうけれども、例えば作業場でシアン化合物の濃度はこうでなきゃいかん、PCBはこうでなきゃいかん、一酸化炭素はこうでなきゃいかんとあるのに、たばこの煙についてないというのは何か変だなと思います。だから、それを国がやってくれていけば、こういうことを我々がしなくても済むというのはちょっと不謹慎な言い方だけれども、何か不思議な制度だなという気はするんです。だからこそ働きかけていかなければいけないというのは確かだと思います。

さて、それはそれとして、アンチ派と言っては失礼かもしれませんが、そっちの真打ちからお話を伺いたい。名取先生に、せっかく資料もつくっていただいておりますので、ご説明いただけますでしょうか。

【名取委員】 座長の取りまとめ方針は、一つ一つごもつともで、それに異論を挟むものではないんですけれども、ただ、その前提にある「受動喫煙は有害であることは疫学的に一応確立された知見と言える」というところは、やはりちょっと一言挟まないといけません。

私がここで意見を述べても多数派に1人ですので、十分聞いてもらえないのは承知の上で、それでも「受動喫煙は何よりも有害なんだ」という主張がまかり通っている中で、「それはちょっとおかしいですよ」ということを言いたいから資料にまとめました。資料を全て説明するのは時間の制約があつて無理だと思いますが、特に言いたいのは、たばこの疫学がいかにか意的につくられたものであるか、そして、なぜ受動喫煙対策で条例をつくらなければいけないのかという点です。根底にあるのが、受動喫煙は何よりも有害だという前提——現在、有害物質が社会にまき散らされていますが、その中でも受動喫煙被害が最高のものだという前提に立って、それを規制しなければいけないとしている点です。実際に最も危険なら、それは納得できるのですが、なぜ最も危険なのかが疑問です。現在、

福島原発事故から3年11カ月、4年近くなりますね。その中で、内部被曝問題については、政府もあまり触れないし、隠されている。そういう問題を一般の人たちや、東京都民は、受動喫煙被害と内部被曝問題のどちらを不安に思っているか。教育委員会の役員なんかは、それは受動喫煙だと言うかもしれないですけども、一般の人たちは、内部被曝被害、特に知識のある人はそちらのほうが深刻だと考えているわけです。そういう中で、なぜ、今、この時期に受動喫煙対策の条例をつくらなければいけないのか、私はここに参加して、こんな話をするのもむなしくなるのですが、多分、東京都民の多くも、海外から日本を訪れる旅行者の中で、ある程度知識のある人は、「え、こういう時期に受動喫煙被害対策を考えている、それでいて内部被曝対策は何もされていない」と、ちょっとばかにされるんじゃないかという懸念もあります。

資料を読めばわかるようにと思ったのですが、後で読み返すとちょっとわかりにくいなと思うので説明したいんですけども、説明するにしても時間の制約がありますから、重要なところだけ拾って説明したいと思います。

資料のサブタイトル番号の2番、「100mSvの被曝より受動喫煙被害の方が大きい」と結論を出されている委員がおられるのですが、これは放射線をやっている人は誰でもわかりますが、シーベルトという単位をわかっていない。シーベルトという単位は意図的につくられている。その意図というのはここで説明してありますから、改めてこの場で講義をやるつもりはありませんので、結論だけを言います。シーベルトという単位は——放射線の被曝というのはいろいろな種類の被曝があります。被曝様式もいろいろあります。その違いを無視して、全部足し算してこれだけだというためにつくられているので、それは放射線のいろいろな種類を個別に検討できないようになっています。

それを説明しようとして、現実に東京都で問題になりそうなことを4つ挙げているのですが、それを一々説明する時間ありませんので簡単に言いますと、放射線の被曝の影響というのは、ほかの有害物質と比べ確実に線量に依存します。しかし、その線量というのは、内部被曝の場合はシーベルトでは決してあらわせる線量ではなくて、細胞レベル、分子レベルで見た超ミクロの世界の被曝線量のことです。もしそれをシーベルトという単位であらわせれば、シーベルトという単位は個人の全身被曝を基準に考えていますから、そんなものであらわせれば桁違いに小さな数値になってしまいます。

ここに挙げた例は、全部、被曝線量をマイクロレベルで考えないと理解できないものばかりです。こういう問題を一つ一つ詳しく説明したいところですけども、要約しますと、

内部被曝というのは、たばこ違って見えない、におわない、容易に測定できない、わずかな被曝でも危険である、さらに、行政は完全に無視しているということで、本当は警戒すべきです。少なくとも100ミリシーベルトより受動喫煙被害のほうが危険だなどと言うのはおかしいんです。

この資料は論理的に構成されておりまして、最後は、「たばこは最も有害だ」という理屈で規制してもよいのか、それはいけないのだということが結論になります。論理的に説明する一つとして、3番は、「タバコの評価を他の有害物質の評価と比較してみる」です。「疫学的研究は健全な議論の上で世界的に既に確立されている」なんて座長もおっしゃられましたけれども、そんなことはないのです、かなり意図的につくられています。それがこの結論です。

例えば1)番、重要なところしか言えませんが、有害物質には急性障害と晩発障害というのがあります。化学物質の安全性というのは、一般的に動物を使って急性致死量のみが調査され、安全域を見込んで認可されています。それが安全性が確認されているという意味です。医薬品の場合もほかの化学物質と同様で、急性障害しか調査されていません。実際に使っていて、障害が多発したときに初めてこれは晩発障害があるんだとわかり、詳しく調査されることとなります。ところが、たばこに限っては、急性障害がないにもかかわらず、実証性のない疫学的方法を使って晩発障害のみが盛んに強調され、「有害だ、有害だ」と言って騒がれています。これは異常です。

2)番、「タバコ疫学のまやかし」。簡単に言いますと、たばこ疫学は交絡因子の問題とバイアスの問題を解決できていない。これはいろいろな人が言っていますから別に改めて言う必要はないのですが、これを解決する方法には無作為振り分け法や二重盲検法という方法があるのですが、たばこでは現実的に不可能です。そんなわけですから、たばこの疫学のほとんどは仮説を言っているにすぎません。通常の場合、仮説というのは新しい発想を提起するわけですから大いに意味のあることなのですが、たばこに限っては、その疫学の仮説の段階の資料のみがどんどん重ねられて、同じような仮説が繰り返し報告され、何の発展も見られていません。ただ、数だけ増やせば、もうこれだけ論文があるから数で結論が出たということを言っている。これはサイエンスとしては異常としか言いようがありません。

ちょっと飛ばします。3)も飛ばします。

4)ではほかの誰も言っていないことをまとめてあるのですが、①シックハウス症候群

は当初は強迫性障害とされていました。ところが、後に建材に使われる接着剤の揮発性成分による化学物質過敏症だとされるようになりました。花粉症、卵アレルギーなどの疾患は単独アレルゲンが原因だとされてきました。しかし、それでは説明できず、化学物質などの複合的な要因が重なって発症するんだという観点から研究が進められています。ところが、たばこに過敏な人に限っては——過敏というのはたばこで具合が悪くなる人のことで、単にたばこが嫌いな人は含まれません。厳密には病的な人のことです。そういう人に対しては、「たばこが悪い」、「受動喫煙被害だ」と結論づけられてしまって、本人側の要因やたばこ以外の因子との関わりについては検討されることはありません。医者がそのような患者を診たら、本当のアレルギーなのか、アレルギーなら何が原因なのか、それとも強迫性障害なのか、そういう方面で医学的に診断されて当たり前だと思うのですが、そういう診断をされることなく、「たばこがいけないんだ」というのが結論になってしまいます。

次②、たばこを吸って肺がんになる人がいる一方で、ヘビースモーカーでも長寿を全うする人がいる。今はゲノム解析が盛んになったわけですから、その辺の違いをゲノム解析で明らかにすれば、禁煙派と喫煙擁護派のどちらにとってもいいことのはずですが、不思議なことにそのような研究は進まない。

③です。先ほども新聞広告のお話がありましたが、COPDに関しては、たばこは無関係に、体内で幾つかの生理活性物質がその防御と発症に関与していることが徐々にわかってきました。そして全ゲノム解析とは逆方向で、それらの生理活性物質の産生を制御する遺伝子の型などが調べられ、予防につなげようとする研究が今始まっています。それを見ると、どうやらCOPDの発症にはたばこだけでなく体質がかかっているということがだんだん明らかになってきたわけです。ここで不思議に思うのは、こうした研究をやっているのはたばこ研究とは無縁の研究者たちばかりです。

次は、時間がないので省略します。4番も、ちょっと攻撃的なところがありますので飛ばしますけれども、ただし、たばこ有害論がさんざんこれからも出された場合は、そのときは持ち出したいと思います。

5番、「一律のタバコ規制見直しの兆し」。潮目が変わりつつあるということです。本来なら私はこういう議論をしたかったわけです。これまでの話は、たばこが有害だという議論ばかりされますので仕方なく反論したまでのことで、ここからが私が本当に言いたいことです。パッケージ規制に関して。①2012年、ウクライナがパッケージ規制は国際ルールに違反するとして、オーストラリアをWTOに提訴しました。4カ国がそれに追随し

ています。日米を含む35カ国が議論への参加を表明しています。まだ結果は出ていないのですが、WTOはどういう判断を下すか。これはどの国も納得いくような判断を示さないといけないのですが、結論が期待されています。ただ、たばこ規制に関して一方的につくられた世界の常識、世界の流れに沿って、それをどうしても守らなければいけないんだというのに疑問が出されてきているわけです。

②図柄による警告表示を義務付けた米国FDAの規制に対し、米国のたばこ会社4社が表現の自由を保障する米国修正第1条——これは憲法のことです——に違反するとして裁判で争われておりましたが、2012年に裁判所はたばこ会社の訴えを認めました。FDAは上告せずに判決が確定しています。この裁判の過程では法曹界とか、いろいろな団体が加わって厳密に法的にも議論され、検討されています。その結果の判決ですから、FDAは上告しても覆すことは無理だと判断したと言われています。そのほか、この一律規制の見直しに対する動きは、第1回の検討会で東京都から提供された資料の中にもまとめてありましたので、それは規制するしないに関わらず見ておくほうがいいと思います。第1回で配られた資料です。否決されたり、法案見直し、修正されたり、そういった例がずらっと一覧になっています。

2) 番、「分断ではなく共生を模索する動き」。①2006年から分煙空間を模索する公募コンペが毎年開催されています。「人を分けずに煙を分ける」をコンセプトにアマチュアからアイデアを募集して、優れた作品については建築の専門家たちがアイデアを実現することになっています。応募者のプレゼンテーションは公開で行われて、たばこを吸わない若者たちからの応募も多く集まり、斬新なアイデアがいっぱい出て注目されています。具現されたものの一つが東京の京橋にあるカフェで、テレビでも一度放映されたそうなのですが、壁に並んだ木の柱の間に吸煙ダクトが埋め込まれており、喫煙者も非喫煙者も同じ空間で談笑できるようになっています。喫煙者だけでなく非喫煙者たちからも支持されています。禁煙か分煙かの発想にとらわれる必要はないことが示されたと思うんです。

②「灰皿デザインコンペ2013」というのがありました。473点の応募作品の中からグランプリに選ばれたのは、大学院生で非喫煙者の作品「つりざら」というものです。これは和紙でできたシェードから、たばこを吸うときは灰皿を引き下げます。煙はシェードの上から抜けていって、周囲に煙が行かない構造になっています。喫煙者を物理的に排除するのではなくて、共存できる空間づくりを目指すアプローチとして支持されています。

この2例から連想されるのが日本の焼肉文化です。今の焼肉レストランは強力な吸煙装

置つきで肉を焼くようになっていきますので、一昔前と違って若い女性も気軽に訪れるようになりました。外国人がこれを見て「これはすばらしい」と言って、今では世界中に導入されていますが、こうした例こそ日本の民間活力の成果だと思います。受動喫煙対策においても、私は民間活力をそがない、若者のアイデアを生かす、そうすれば今は考えつかないようなすばらしいアイデアが生まれる可能性は十分あると思います。それをそぐのが条例化です。

3)「タバコ有害論に逆らう論文が国際雑誌に見られるようになった」。資料に挙げた例は、私としては非常に関心が高いので実際に見ましたが、かなりしっかりした論文でした。喫煙が痛風の発症を抑える可能性を見事に示しています。ただ、これは疫学の段階ですから仮説にすぎないと言われればそうなんですけれども、なぜ注目しているかと言いますと、こういう論文というのはちょっと前までは国際雑誌に掲載されることはなかったんです。無言の圧力があつたと言ったら反対される方もいらっしゃるかもしれませんが、それは見解の相違です。

【安念座長】 先生、すみません。そろそろまとめていただいて、結局、条例化には反対だということ……。

【名取委員】 反対です。6番で結論を、まとめています。①条例は、せっかく自覚しつつある喫煙者や、小規模飲食店などの反発を招き逆効果である。民間活力を生かすとか、若者のアイデアを生かすほうが望ましい。

②東京は歴史も文化も異なるのだから、北京、ロンドンの真似をする必要はない。東京はすばらしい文化を持っている。浮世絵、歌舞伎なども東京の庶民文化と言っていいと思います。茶道のおもてなしの精神を追求する文化も、その中心は江戸中期以降は東京です。そのような文化都市・東京は、受動喫煙対策においても、真似ごとじゃなくて独自のスタイルを模索したほうがいいと思います。

店舗間分煙のことは既に言うております。先ほど述べました。

③条例制定は公平性に欠ける。この公平性に欠けるというのは既に内容は述べているのですが、結局、東京電力は信頼できるけれども小規模飲食店経営者や喫煙者は信頼できないと言っているのと同じです。

④条例に実効性は期待できない。合理的でもなく規制される側が納得していないのに協力が得られるはずはありません。

以上です。

【安念座長】 ありがとうございました。

3年前、4年前ならあれでしょうね。受動喫煙と放射線とどっちが心配ですかと言ったら、多分、大抵の人は「放射線です」と言ったでしょうね。人間の心は変わりますな。私は、名取先生のおっしゃることに全面的に賛成ではないけれども、共感するところは多々ありました。

どうぞ、細野先生。

【細野委員】 もう時間ですが、私は政策の勉強をしている立場から言います。この検討委員会での目標というのは、受動喫煙の被害の減少、あるいは最小化ということがまず目標としてあって、じゃ、それを実現するためにどういう政策手段があるのかを問うことです。今、条例の話がずっと出てきましたけれども、さまざまな議論があった条例も政策手段としてはワン・オブ・ゼムでしかない。受動喫煙の害を防ぐためには、分煙の設備を義務化したら不利益を受ける例えば中小の店舗も、ある程度の補助金があればそれでやってくれるわけです。ですから、禁煙か喫煙かという2つの考えばかりじゃなくて、今以上に迅速に被害を減少させることの効果を考えたら、禁煙という規則の他に分煙も一つの手段であり得るだろうと。そのときに、今までの議論の中では、分煙の設備をつくる時にはかなりのコストがかかるから、それは踏み切れないということがありますから、公共の観点から考えれば、当然、補助金をつけることは理にかなっているわけです。そうするいろいろな政策手段というのを、ここで私たちの検討の中にアウトプットとして出す必要があると思うんです。

ですから、条例がどうのこうのということに議論のウエートを置きましたけれども、それは手段の一つだと。罰則付きの条例を是非というのじゃなくて、ガイドラインの場合もあるかもしれませんけれども、補助金も有力な手段の一つです。少しでも今より前進させるためにはどういう政策の方向性を出したらいいのかという議論をしていただきたいと思うんです。今、名取先生とかほかの先生方の意見の食い違いもある。どういう情報を都民の方に与えたら皆、納得してくださるのかということも考えていかなければいけない。ですから結論から申し上げますと、手段は相反しなければたくさん入れたほうがいい。もちろん、マナーの話もありますでしょうし、外国の人をお迎えするというのだったら、どういうPRの仕方があるとか、さまざまなことを書き込んでいくというのが大事ではないかなという気がします。

【安念座長】 どうぞ、工藤先生。

【工藤委員】 ここで名取先生と医学論争を延々やる気は毛頭ないんですけれども、名取先生は放射線の専門家ですけれども、私は呼吸器の専門家として、1点だけ、ちょっと聞き過ぎることができないことを伺ったような気がするのですが、言ってみればCOPDはたばこが原因でないというような、むしろ体質だというような話をおっしゃったと思います。おっしゃるように、たばこ感受性遺伝子も幾つか見つかっています。それはそれです。ただ名取先生のご主張は薬の副作用についても、薬が悪いんじゃない体質なんだという議論と同じです。感受性遺伝子の幾つかは見つかっている。しかし、それを実際にあなたはこれがないからたばこを吸ってもいいよとか、いけないよ、やめたほうがいいよとかいう、まだその医学のレベルまでには達していない。

もう一つは、喫煙でないにもかかわらずCOPDの基準を満足する人が日本人の場合、約20%いる。これはまた別な病気なんです。おそらく、ぜんそくとかいろいろなものの鑑別が必要な人です。特に日本の場合、圧倒的に喫煙。それは実際に喫煙量とCOPD、肺の破壊の相関というのはきれいにしているわけですから、これは名取先生、あまりそう自信を持っておっしゃってはいけない……。

【垣添委員】 名取先生が反論されそうですが、こんな馬鹿げた論争はやめましょうよ。

【工藤委員】 やめましょう。でも、これだけは言わないわけにいきません。

【安念座長】 わかりました。どうもありがとうございます。

時間も過ぎてしまって、私は取りまとめるつもりでかえって議論を発散させてしまったかもしれません。私が申し上げているのは、ガイドライン強化論というのは、少なくとも当面これだけはやってくれということであって、これ以上のことを望まないなんてことで全然ございません。従って、条例化の可能性、国への働きかけ、場合によってはペナルティーの追加、これは当然視野に入る話です。ただ、当面それができるといふとそれは難しかりょうということをお願いただけです。従って、それらの選択肢を排除するなどというつもりは全くございません。

それから、私は、名取先生のおっしゃることも、それなりに理解できるところがあるような気がする。つまり、それは先ほど申しましたように、科学的な知見といっても常にコンクリートなものなんてあり得ないわけですから、健全な疑念というか、健全な疑いというものを持ちつつ行わなければならないのは当然のことですので、私は後戻りしようと思えばできるというふうにしておくのが大変重要なことだと思っています。つまり全て禁煙しろというのではなくて、受動喫煙について言えば、同意しない人が副流煙に曝露され

なくて済むような手だてを整えなければならない。これはどのお立場からも多分同意していただけたらと思うし、そのための手だてをとるべきだと思うんです。その場合、分煙も禁煙も何も、おっしゃるとおり手段です。つまり、ダクトをいろいろつけて、同じ空間でたばこの副流煙を吸わないで、かつ共存可能な技術がもし工学的に可能であれば、それはそれで結構です。それがいいのかどうか私は知らないけれども、別にこういう手段でなければならないというようなことは全然ないのであって、いろいろな手段があったほうがいい。細野先生がおっしゃるように、いろいろな選択肢があったほうがいいに決まっているんですから、そういうのは今後、大いに研究していただくといいと思う。これは何度も言うように、役所だけでわかるようなことではありませんので、民間の知恵・工夫をできるだけ広範に集めて、さまざまな選択肢を提示できるような報告書になれば一番いいと私は思います。

時間も過ぎましたので、先ほど申しましたように、私は条例化を排除しようと言っているわけではありませぬので、その可能性について記載することについて、少なくとも私個人は何の異論もございませぬ。今申しました私の取りまとめにそれほど大きな異論がないのであれば、次回までに個別にもいろいろご意見を伺いながら、事務局にもう少し具体化した、ブラッシュアップしたものをつくっていただきたいと思いますが、そういう進め方でよろしゅうございませぬか。

ありがとうございました。

ちょっと私の芸もだんだん自信がなくなってきましたな。まあ、いいや。じゃ、事務局からご連絡があればどうぞお願いします。

【堅多局務担当課長】 本日はどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいいたします。次回は3月を予定しておりますので、取りまとめになりますますがよろしくお願いいいたします。それから、この会場は6時過ぎまでしか使えないということがございませぬので、皆様、ご協力よろしくお願いいいたします。

連絡は以上でございませぬ。

【安念座長】 長時間にわたってどうもありがとうございました。

— 了 —